

海外出願にかかる費用の 50%を支援します。

令和7年度

兵庫県中小企業等海外出願支援事業

▶ 1事業者に対する補助金上限額

300万円

特許
150万円

実用新案
意匠・商標
60万円

冒認対策
商標
30万円

1次公募期間 5月19日～6月13日

2次公募期間 7月28日～8月22日

※2次公募は予定する採択件数に達した場合実施しないことがあります。

お問い合わせ先



公益財団法人 新産業創造研究機構 (NIRO)
技術移転部門 知的財産センター

福岡・平岡

Tel:078-306-6808

e-mail:kaigai-syutsugan@niro.or.jp

※詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.niro.or.jp/>

募集の概要

1. 応募資格

- ①兵庫県内に本社を有する中小企業者、ただし、「みなし大企業」に該当する場合は除く
- ②地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人

2. 支援対象出願

応募時点で日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠、または 商標を出願完了しており、交付決定後(採択後)に同一内容の外国出願(パリ条約等に基づく外国出願、特許協力条約に基づく外国出願(PCT国際出願における各国への国内移行出願)、ハーグ協定に基づく外国出願、マドリッド協定議定書に基づく外国出願)を行う予定のもの

3. 支援の条件

- ①外国出願と基礎となる国内出願の出願人名義が同一であること
- ②2026年1月30日までに外国出願を完了し、実績報告書を提出すること。
- ③本事業に係る書類提出について、出願業務を依頼する弁理士の協力を得られること。
- ④本事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。
- ⑤独立行政法人 工業所有権研修館(INPIT)で同一案件の申請を行っていないこと。

4. 補助率・補助上限額

補助率: 補助対象経費の1/2以内

1事業者に対する上限額: 300万円(複数案件の場合)

1案件ごとの上限:	特許	150万円
	実用新案・意匠・商標	60万円
	冒認対策商標	30万円



5. 支援対象経費

採択後に発生した、外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用 翻訳費用 等

※詳細は弊財団HP募集要領をご確認ください。

URL: <https://www.niro.or.jp>

申請から補助金交付までの手続きの流れ

